

介護保険適用除外施設に入所・退所されるかたへ

国民健康保険加入者のかたが、介護保険の適用除外施設に入所された場合、入所期間中は施設入所者にかかる国民健康保険税のうち介護分の納付が免除になります。

【届出が必要となるかた】

40歳～64歳の国民健康保険加入者で次に該当するかた

- (1) 介護保険の適用除外施設に入所したかた
- (2) 介護保険の適用除外施設を退所したかた

※適用除外施設に該当するかどうかは入所している施設にお問い合わせください。

【手続きに必要なもの】

- ・保険証
- ・入所期間が記載されている施設入所(退所)証明書
- ・マイナンバーのわかるもの(マイナンバーカードまたは通知カード)

国保からのお知らせ



皆野町けんこう大使
み～な

問合せ 町民生活課 保険年金担当 ☎62-1232



細いところまで描きました

9月12日(月)皆野小学校2年生の児童が消防自動車の写生会を行いました。

ホース取付口やポンプ操作盤など細かい部品にも注意して描いていました。

モチーフの消防車は消防団の皆さんにご協力いただきました。



子育て支援センターに「木の玉プール」が設置されました

子育て支援センターきらきらクラブに秩父産ヒノキ材で作られた、「木の玉プール」が設置されました。

この木の玉プールは「秩父地域森林林業活性化協議会」による、地域産材の普及啓発活動の一環として寄贈されたものです。

～ストップ!滞納～ 10月から12月は 滞納整理強化期間です

町税は、私たちが安心して暮らしていくための貴重な財源であり、定められた納期限までに自主的に納めていただくものです。

多くのかたが期限までに納付されていますが、残念ながら一部のかたは滞納している状況にあります。

税負担の公平性および税収入を確保するため、県内すべての市町村と埼玉県では「滞納整理強化期間」を設定し、「ストップ!滞納」を合言葉に徴収対策を進めています。

町では、悪質な滞納者に対する差し押えの強化など滞納の解消に向けた取り組みを行います。

皆さんには、納期内納税、早期納付にご協力をお願いします。



問合せ 税務課 収納担当 ☎62-1461